

○文部科学省令第三十七号

著作権法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）及び著作権法施行令の一部を改正する政令（平成三十年第三百六十号）の施行に伴い、著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第一条の四第三号、第二条第一項第二号ニ、第七条の四第一項第一号ロ及び第三号並びに第五十七条の十第二項の規定に基づき、並びに著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）及び同令を実施するため、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

文部科学大臣 柴山 昌彦

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

「第二章の二 国立国会図書

目次中「第三章 聴覚障害者等用複製物の貸出しの基準（第二条の二）」を 第三章 視覚障害者等のた

第三章の二 聴覚障害者等

館と外国の施設との間の協定で定める事項（第二条の二）

めに情報を提供する事業を行う法人の公表事項等（第二条の三・第二条の四）に、「受信者からの求めに

用複製物の貸出しの基準（第二条の五）

」

応じ自動的に行う送信以外の特定送信（第四条の三）」を「削除」に、「送信可能化された情報の収集を禁止する措置の方法（第四条の四）」を「電子計算機による情報処理及びその結果の提供等を適正に行うために必要な措置（第四条の四・第四条の五）」に、「第十章 私的録音録画補償金の額の認可申請等（第二十

二条の二・第二十二条の三）」を「第十章 私的録音録画補償金の額の認可申請等（第二十二条の二・第二

第十章の二 授業目的公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の

十二条の三）

に改める。

四・第二十二条の五）」

第二条第二項中「官報で告示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする」に改める。

第三章中第二条の二を第二条の五とし、同章を第三章の二とする。

第二章の次に次の二章を加える。

第二章の二 国立国会図書館と外国の施設との間の協定で定める事項

第二条の二 令第一条の四第三号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十一条第三項前段（法第八十六条第三項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等（法第二条第一項第二十号に規定する著作物等をいう。以下同じ。）の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項

- 二 法第三十一条第三項前段に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の種類及び当該自動公衆送信の方法に関する事項

- 三 協定の変更又は廃止を行う場合の条件に関する事項

第三章 視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人の公表事項等

（公表事項）

第二条の三 令第二条第一項第二号ニの文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 視覚障害者等のために情報を提供する事業の内容（法第三十七条第三項（法第八十六条第一項及び第三項並びに第一百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により複製又は公衆送信を行う著作物等の種類及び当該複製又は公衆送信の態様を含む。）

二 令第二条第一項第二号イからハまでに掲げる要件を満たしている旨

（公表方法）

第二条の四 令第二条第一項第二号ニの規定による公表は、文化庁長官が定めるウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第四条の二第一項中「第七条の二第一号」を「第七条の三第一号」に改め、同項第一号中「第八十六条第一項」の下に「及び第一百二条第一項」を加え、「場合において」を「場合にあつては」に改め、同項第二号中「において」を「にあつては」に改め、同条第二項中「第七条の二第二号イ」を「第七条の三第二号イ」に改め、同項第一号中「第八十六条第三項」の下に「及び第一百二条第一項」を加え、「場合において」を「場合にあつては」に改め、同条第三項中「第七条の二第二号ロ」を「第七条の三第二号ロ」に改め、同項第一号中「において」を「にあつては」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章 削除

第四条の三 削除

「第七章 送信可能化された情報の収集を禁止する措置の方法」を「第七章 電子計算機による情報処理及びその結果の提供等を適正に行うために必要な措置」に改める。

第四条の四に見出しとして「（送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置）」を付し、同条中「第七条の五第二号の文部科学省令で定める方法」を「第七条の四第一項第一号口の文部科学省令で定める措置」に、「を、法第四十七条の六（法第八十六条第三項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する者による」を「が送信元識別符号検索結果提供を目的とする」に、「行う方法」を「行われている場合にあつては、当該行為に係る情報の提供を行わないこと」に改め、同条第一号イ中「法第四十七条の六に規定する者による」を「送信元識別符号検索結果提供を目的とする」に改め、同号口中「法第四十七条の六に規定する者による」を「送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集において」に改め、同条第二号中「法第四十七条の六に規定する者による」を「送信元識別

符号検索結果提供を目的とする」に改め、第七章に次の一条を加える。

(著作物等の利用を適正に行うために必要な措置)

第四条の五 令第七条の四第一項第三号の文部科学省令で定める措置は、業として法第四十七条の五第一項(法第八十六条第一項及び第三項並びに第一百二条第一項において準用する場合を含む。第一号において同じ。)各号に掲げる行為を行う場合にあつては、次に掲げる措置を講ずることとする。

一 当該行為に係る著作物等の利用が法第四十七条の五第一項に規定する要件に適合するものとなるよう、あらかじめ、当該要件の解釈を記載した書類の閲覧、学識経験者に対する相談その他の必要な取組を行うこと。

二 当該行為に関する問合せを受けるための連絡先その他の情報を、当該行為の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により明示すること。

第十章の次に次の一章を加える。

第十章の二 授業目的公衆送信補償金の額の認可申請等

(授業目的公衆送信補償金の額の認可の申請)

第二十二條の四 法第四百條の十一第一項に規定する指定管理団体（以下この章において「指定管理団体」という。）は、法第四百條の十三第一項の規定により授業目的公衆送信補償金（法第四百條の十一第一項の授業目的公衆送信補償金をいう。以下この章において同じ。）の額の設定又は変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に参考となる事項を記載した書類を添付して、文化庁長官に提出しなければならない。

一 指定管理団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 設定又は変更の認可を受けようとする授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項

三 法第四百條の十三第三項の規定による教育機関を設置する者の団体からの意見聴取の概要（当該団体の名称及び代表者の氏名、当該意見聴取の年月日及び方法、当該団体から聴取した意見の内容並びに当該意見聴取の結果の授業目的公衆送信補償金の額への反映状況を含む。）

（補償金関係業務に係る業務規程の記載事項等）

第二十二條の五 令第五十七條の十第二項の業務規程で定めなければならない事項は、次に掲げるものとする

る。

一 授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する業務に要する手数料（第三項第一号において「手数料」という。）に関する事項

二 文化庁長官の認可を受けた授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項の公示に関する事項

2 法第四百四条の十四第二項の授業目的公衆送信補償金の分配に関する事項には、当該分配の方法の詳細（著作権者又は著作権隣接権者の不明その他の理由により授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する著作権者又は著作権隣接権者と連絡することができない場合における分配の方法を含む。）及びその決定の基礎となるべき事項を含むものとする。

3 指定管理団体は、法第四百四条の十四第一項の規定により同項の規程を届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類（変更の場合にあつては、変更の内容及び理由を記載した書類）を添付しなければならない。

一 手数料の算定の基礎となるべき事項

二 法第百四条の十二第四号の補償金関係業務を的確に遂行するための体制の整備に関する事項

三 法第百四条の十五第一項の事業の検討の状況及び令第五十七条の十二の規定による学識経験者からの意見聴取の方法に関する事項

第二十四条第一号中「の規定」を「及び第百四条の十四第一項の規定」に改め、「書類」の下に「並びに第二十二條の五第三項の規定により添付しなければならない書類」を加え、同条第五号中「及び令第五十七條の九」を「、第五十七條の九及び第五十七條の十五」に、「同条第二項」を「令第四十九條第二項」に改め、同条第七号中「の規定」を「及び第五十七條の十三第一項の規定」に改め、同条第八号中「の規定」を「及び第二十二條の四の規定」に改め、「書類」の下に「並びに同條の規定により添付しなければならない参考となる事項を記載した書類」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第十章 私的録音録画

補償金の額の認可申請等（第二十二條の二・第二十二條の三）」を「第十章 私的録音録画補償金の額の

第十章の二 授業目的公衆送信補償

認可申請等（第二十二條の二・第二十二條の三）

に改める部分に限る。））、第十章の次に一章

金の額の認可申請等（第二十二條の四・第二十二條の五）「

を加える改正規定及び第二十四條の改正規定は、著作権法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正法の施行の日の前日において改正法による改正前の著作権法（以下この項において「旧法」という

。）第四十七條の六（旧法第八十六條第三項及び第二百二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により著作物（旧法第二百二條第一項において準用する場合にあつては、実演、レコード、放送又は有線放送）を利用していた者については、この省令による改正前の著作権法施行規則第四條の四の規定は、改正法の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。